

霧企第 111 号

平成8年8月27日

株式会社キリシマ  
代表取締役 鎌田 善政 殿

霧島町長 吉村久則

### ゴルフ場建設に伴う土砂流失防止について

残暑の候、貴殿におかれましては、ますますご清栄の事とお喜び申し上げます。さて貴社が、霧島町永水地区で工事造成中のゴルフ場から大雨のたびに手籠川への土砂流失による永水地区の用水路へ土砂流入があり、水路関係者及び霧島町農業委員会より開発協定による指導要請がまいつているところです。

町と貴社との開発協定では、調整池の維持管理等については万全の措置を講ずるとしております。

今後開発協定及び環境保全協定に基づき適切な防災措置を講じて、手籠川への土砂流失防止を図られるよう要請いたします。

霧 企 第 175号  
平成8年12月13日  
(企画財政課扱い)

株式会社 キリシマ  
代表取締役 鎌 田 善 政 様

霧島町長 吉 村 久 則

#### 土地利用変更承認書の交付について

あなたから、平成8年3月7日付けで鹿児島県へ提出された土地利用変更協議書は、平成8年12月9日付け企調第643号で鹿児島県知事より別紙のとおり承認されましたので通知します。

なお、今後の事業施行については土地利用変更承認書の遵守事項を遵守するとともに、下記事項について万全を期して事業を実施してください。

#### 記

- 1 事業計画書に従い工事施工の進捗を図り期間内に工事を完工すること。
- 2 平成5年3月19日締結の、開発協定書及び環境保全協定書に基づく事項について誠実に履行し工事を施工すること。
- 3 平成4年貴社と永水水路管理者会と交換した覚書及び、平成8年の確約書に基づく事項について適切に措置すること。  
特に土砂流失による農作物への被害の確認もされているので、今後土砂流失のないように十分留意すること。

霧 企 第 6 1 号

平成10年6月5日

株式会社 キリシマ  
代表取締役 鎌田善政 殿

霧島町長 吉村 久則  
(企画財政課扱い)

### ゴルフ場建設工事にかかる防災対策について

貴社が霧島町大字永水字トンダン3584番地1外で造成工事を中断しているゴルフ場建設用地の防災対策につきましては、平成10年3月11日付け文書で報告を受けておりますが、本町が5月に永水地域で開催した「ふれあい対話」において、地域住民から造成工事に起因する用水路や農地への土砂流入の実態や今後の農作物への影響を懸念する意見が出されました。

また、防災関係機関による霧島町防災対策会議におきましても現地調査等の実施に基づき、防災対策の徹底を指導するよう要請を受けたところです。

つきましては、これから迎える梅雨や台風時期における現場の土砂流出防止等の防災対策に万全を期すとともに、逐次手籠川流域の用水路や農地への土砂流入の状況を調査し、誠意を持って必要な措置を講じられるよう要請します。